



(令和3年)

2021 Vol.6

水土里ネット五條吉野

だより



●発行/〒637-0035 五條市靈安寺町 2205-1 五條吉野土地改良区 TEL:0747-22-0007

FAX:0747-22-9033

[e-mail] gy-tochi@khaki.plala.or.jp

http://gojyo-tochi.info

令和3年5月20日発行

五條市キャラクター カッキー

## ○ 寺本理事長挨拶 ○



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして心より厚くお礼申し上げます。

昨年は、「新型コロナウイルス感染症」が瞬く間に全世界に広がり、日本においても1月16日に国内初の感染者が確認されて以降、全国へ広がり、4月には1回目の「緊急事態宣言」が発出され、2021年迎えても、2回目の「緊急事態宣言」が発出され、奈良県においても緊急対処措置が発令されるなど、日常生活等に大きな影響を与える厳しい状況が続いております。

そのような中、当土地改良区では、「新型コロナウイルス感染症」へ対処するため、昨年度においても「第48回通常総代会」及び理事会については「書面議決」で行いました。

総代会は、土地改良区の意思決定を行う最高議決機関であり特に重要な会議であります。3密及び、感染の拡大、罹患防止を避けるため、やむを得ず再度「書面議決」で開催したこと、ご理解・ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

次に、「国営施設応急対策事業（五條吉野地区）」ですが、昨年度は一の木ダム水管理システムの改修、8号揚水機場の電気設備更新、ポンプの分解整備等を実施していただき、今後の農業生産の維持及び、農業経営の安定に資すると確信いたしております。

本年度については、5-1号揚水機場、8号揚水機場（大容量）、18号揚水機場、19-1号揚水機場の電気設備更新、ポンプの分解整備等を実施していただく予定となっております。

続いて、「県営畑地帯総合整備事業」ですが、現在事業着手中の「湯塩地区」に引き続き、本年度から「栃原地区」においても事業採択がなされ、実施設計業務を実施していただく予定となっております。

当土地改良区においては、今後も適切な配水管理や施設の維持管理に取り組むとともに、施設の老朽化対策や用水対策を行い、安心・安全な施設として、次世代に引き継げるよう、役職員一同しっかりと取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、「新型コロナウイルス感染症」により、何かと不便の多い厳しい状況ではありますが、一日も早く終息し、平穏な日々が戻るまで、健康には十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

## ○ 令和元年度事業報告 ○

### 1. 事務の経過報告

- ①理事会は令和元年4月15日開催の第1回理事会から令和2年3月10日開催の第6回理事会の計6回開催しました。
- ②監事会は令和元年5月29日に第1回監事会を行い、令和2年3月31日に第6回監事会と業務監査を行い計6回開催しました。
- ③令和2年度通常総代会は3月25日に開催され、議案全て原案のとおり議決されました。

### 2. 事業の状況

- ①令和元度のかん水は6月1日から9月15日までの106日間行われました。
- ②国営造成施設の管理については、改良区職員による直営と委託による点検整備を行い揚水の円滑な送水に努めました。
- ③パイプラインの漏水や水兼道路の補修については、多面的機能支払交付金を活用し対応することが出来ました。

## ○ 第47通常総代会 ○

令和3年3月25日に五條吉野土地改良区事務所にて、第47回五條吉野土地改良区通常総代会が開催されました。今年の総代会は今般の新型コロナウイルスの感染拡大を懸念し書面議決の行使を採用しました。現総代総数44名中6名の出席及び書面議決36名を得て、議長に近井稔己総代を選出し議事に入り慎重審議の上、下記提出議案全て原案のとおり議決されました。

### ◆◆◆ 提出議案 ◆◆◆

総報第1号/令和2年度五條吉野土地改良区一般会計補正予算(第1号)専決処分の報告について

総報第2号/令和2年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計補正予算(第1号)専決処分の報告について

総報第3号/令和2年度五條吉野土地改良区一般会計補正予算(第2号)専決処分の報告について

総報第4号/令和2年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計補正予算(第2号)専決処分の報告について

総認第1号/令和元年度五條吉野土地改良区事業報告の承認について

総認第2号/令和元年度五條吉野土地改良区一般会計収入支出決算の承認について

総認第3号/令和元年度五條吉野土地改良区退職給与積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第4号/令和元年度五條吉野土地改良区財政調整基金積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第5号/令和元年度五條吉野土地改良区国営土地改良事業費地元負担金積立金特別会計収入支出決算の承認について

総認第6号/令和元年度五條吉野土地改良区財産目録の承認について

総議第1号/令和3年度五條吉野土地改良区事業計画議定について

総議第2号/令和3年度五條吉野土地改良区一般会計予算議定について

総議第3号/令和3年度五條吉野土地改良区賦課金賦課額等議定について

総議第4号/令和3年度五條吉野土地改良区歳計現金預け入れ金融機関議定について

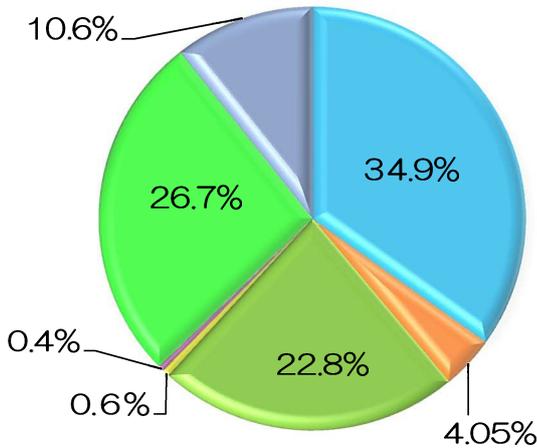
総議第5号/令和3年度五條吉野土地改良区一時借入金の限度額等議定について

総議第6号/県営畑地帯総合整備事業(栃原地区)の推進について



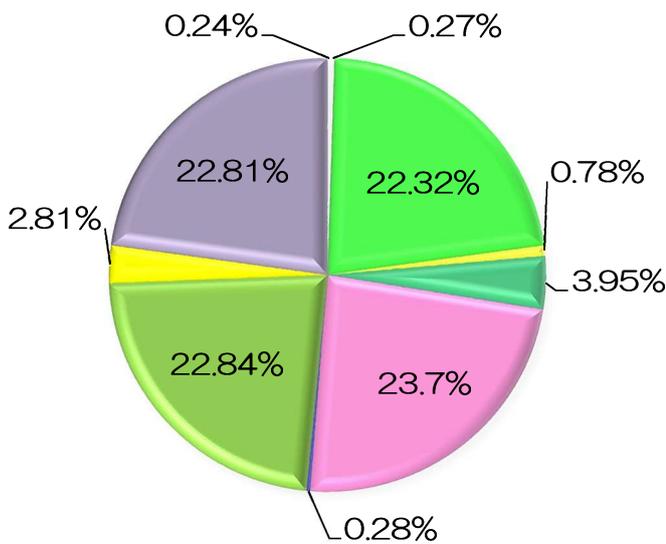
○ 令和元年度一般会計決算について ○

◆ 一般会計収入内訳 収入総額 131,274,005円 ◆



■ 組合費賦課金	45,798,470円
■ 負担金補助及び交付金	5,312,426円
■ 委託金	29,990,073円
■ 使用料及び賃借料	734,520円
■ 諸収入	524,267円
■ 繰入金	35,000,000円
■ 繰越金	13,914,249円

◆ 一般会計支出内訳 支出総額 120,614,962円 ◆



■ 総代会費	289,738円
■ 役委員会費	332,941円
■ 一般管理費	26,922,358円
■ 財産管理費	939,213円
■ 農道等施設管理費	4,766,975円
■ かんがい施設管理費	28,585,618円
■ ダム周辺管理費	334,975円
■ スマート農業事業費	27,546,673円
■ 受託業務費	3,384,471円
■ 繰出金	27,512,000円

○ 令和元年度組合費賦課金納入状況 ○

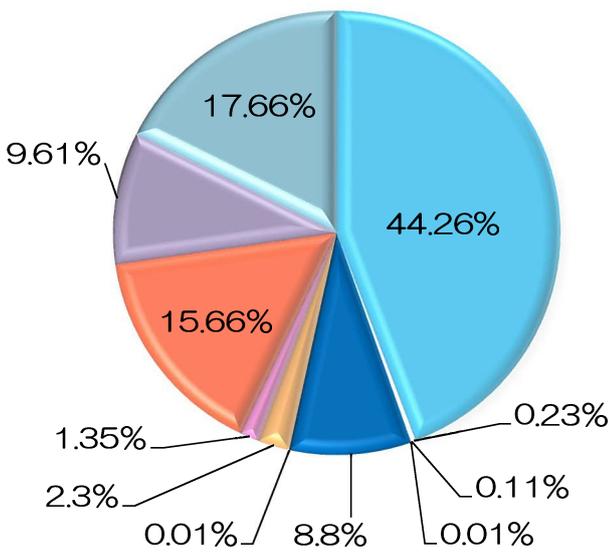
賦課調定額	45,987,430円
収入済額	45,798,470円
徴収未済額	188,960円
納入歩合	99.58%



五條市キャラクター ゴーちゃん

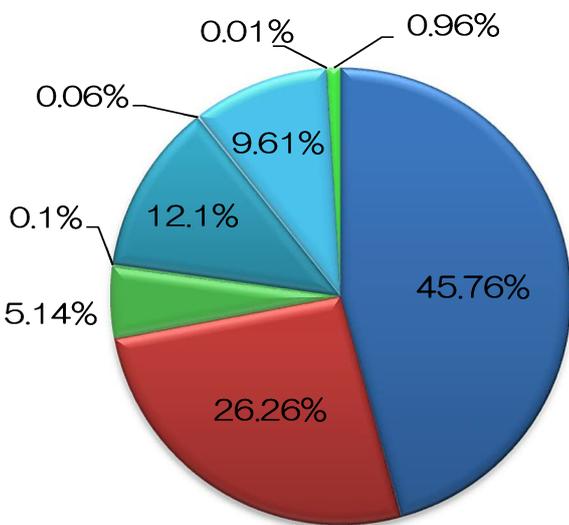
○ 令和3年度一般会計予算について ○

◆ 一般会計収入内訳 収入総額 104,063,000円 ◆



土地改良事業費収入	46,059,000円
附帯事業収入	242,000円
基本財産運用収入	120,000円
特定資産運用収入	1,000円
補助金等収入	9,155,000円
交付金収入	1,000円
業務受託料収入	2,400,000円
雑収入	1,410,000円
特定資産取崩収入	16,300,000円
他会計貸付金回収収入	10,000,000円
繰越金	18,374,000円

◆ 一般会計支出内訳 支出総額 104,063,000円 ◆



土地改良事業費支出	47,617,000円
一般管理費支出	27,335,000円
土地改良事業負担金支出	5,355,000円
借入金返済支出	67,000円
特定資産積立支出	12,588,000円
雑支出	100,000円
他会計貸付金貸付支出	10,000,000円
繰越金	1,000円
予備費	1,000,000円

○ 令和3年度かん水計画について ○

令和3年度かん水計画は以下の通りです。

ローテーションを守り、他の組合員さんに迷惑がかからないようにしてください。

ローテーションブロック表が必要な方は、改良区事務所までご連絡ください。

**かん水期間…6月1日～9月15日まで**



下市町キャラクター ごんたくん

# ○ 令和3年度組合費賦課金賦課額等について ○

## 1 経常賦課金

\* 賦課基準（造成畑）

会計区分	科目	賦課基準				期別納付率	
		整備水準別 (かん水方法)	割	賦課区分 造成畑	10a当り /円	第1期	第2期
一般会計	賦課金	組合費 (ハウス水準)	地積割	畑面	14,700	1/2	1/2
		組合費 (スプリンクラー)			11,500		
		組合費 (給水栓)			8,300		
		組合費			4,500		

※ 賦課額は 10 円未満を切り捨てる。

\* 賦課期日 4月1日

\* 納付及び期間 年2回 第1期 令和3年 6月 1日から  
令和3年 6月30日限り  
第2期 令和3年12月 1日から  
令和3年12月25日限り

\* 徴収方法 座振替及び普通徴収  
※普通徴収の場合は、別途振込手数料が掛かります

## 賦課金の納付は口座振替をお奨めします

**安心** 口座振替にすると納め忘れがありません

**便利** 金融機関に出向く手間と時間が省けます

口座振替への変更をご希望の方は、土地改良区事務所までお問合せください。

徴収方法の変更につきましては、上記納付及び期間開始日の1か月前までにお申し込みいただけますよう、合わせてお願いいたします。

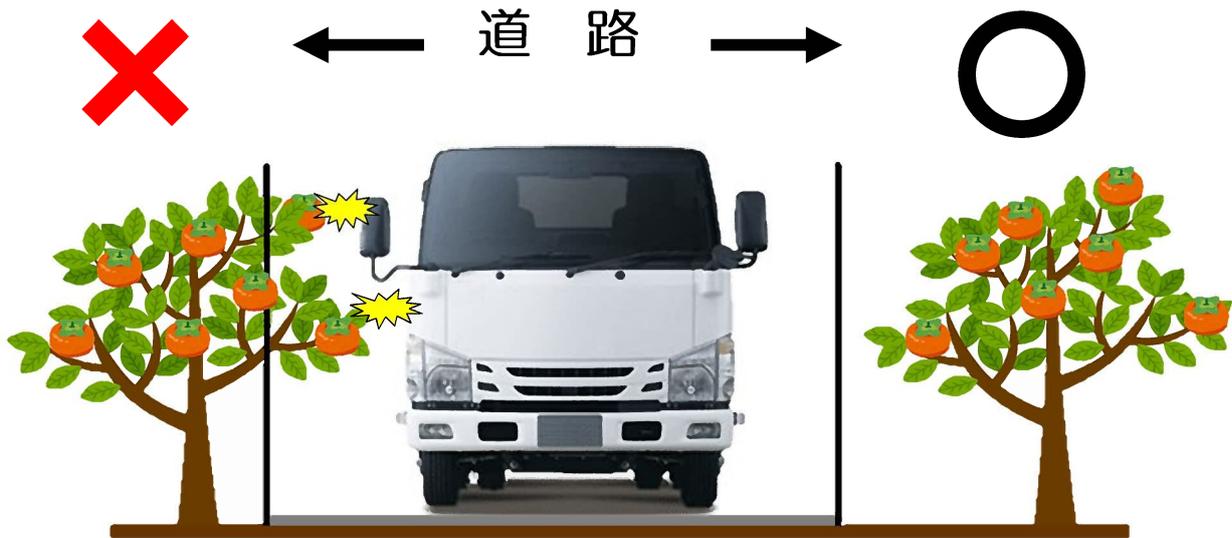
## ○ 道路の利用について ○

### ① 樹木等の剪定について

柿の枝が覆いかぶさって通行の妨げになるという苦情が全団地から寄せられています。  
道路に出ている枝は、必ず剪定していただくようお願いします。

合わせて、突っ張り棒も通行の妨げにならないように設置していただくようお願いします。

※道路に接する畑等で、木が倒れたり、木が道路へ覆いかぶさっていること等が起因し、通行車両や通行人に事故が発生した場合には、その土地の所有者に対し賠償責任が生じる場合があります。



### ② 水兼道路及び圃場内の水路の清掃協力について

ご自身の畑付近の水兼道路及び側溝の清掃にご協力をお願いします。

葉が散乱し小枝が詰まり、側溝としての機能を果たしていない箇所も見られ、大雨や台風発生時の災害原因にもなりかねません。

夏季には又メリ、冬季では路面凍結など、通行の妨げとなることも多く、特に落葉後は詰まり易くなりますので、各自維持管理をお願いします。

あわせて、圃場内の水路についても維持管理をお願いします。

### ③ 水兼道路への車の駐車について

作業中やむを得ず、水兼道路へ駐車される場合は他の車の通行の妨げとならないようにお願いします。水兼道路への長時間の駐車はしない様をお願いします。

## ○ 樹園地での野外焼却（火入れ）について ○

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹や雑草等を焼却する場合には、事前の火入れの許可申請が必要です。許可申請は、火入れを開始する日の10日前までに関係市町へ届け出をしてください。

また、周辺の家屋、山林、原野等に延焼し、火災が発生しないように消火に必要な人員と器具等を準備し、十分注意して行ってください。

## ○ 国営施設応急対策事業（五条吉野地区）について ○

一の木ダム水管理施設を始めとする老朽化した水利施設の改修を、国営施設応急対策事業により実施しております。

令和2年度については一の木ダム水管理システムの更新、8号揚水機場（小容量）の揚水機及び電気設備の改修が実施されました。

令和3年度については5-1号揚水機場、8号揚水機場（大容量）、18号揚水機場、19-1号揚水機場の揚水機及び電気設備の改修を予定しております。



一の木ダム水管理システム

## ○ 県営畑地帯総合整備事業について ○

令和元年度から令和4年度にかけて、湯塩地区に於いて県営畑地帯総合整備事業（湯塩地区）が実施されています。本事業は既成畑へのかんがい用水の確保を目的とし、10か所の共同分水栓を新設するためパイプラインの整備を行っています。令和3年度からは、湯塩地区と並行し栃原地区に於いても県営畑地帯総合整備事業（栃原地区）が実施され、実施設計業務を行う予定です。



湯塩地区新規設置給水スタンド

## ○ 造成団地の流動化（売買・賃貸借・経営移譲）について

今後耕作が難しい、畑を手離したい等お考えの方は土地改良区事務所までご相談ください。あわせて、売買や賃貸借、経営移譲等で土地の耕作者が代わった際は、土地改良法第43条第1項の規定により届出が必要ですので、必ず通知していただけますようお願いいたします。

その他お問合せ・故障なども以下までご連絡下さい。

☆終日（土日祝・時間外含む）

五条吉野土地改良区事務所 TEL 0747-22-0007

緊急災害時、改良区2階会議室及び事務所を開放いたします。

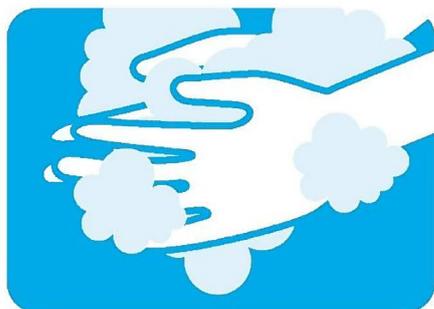
緊急米、飲料水も備蓄しております。



【非常食と非常飲料】

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.001% (数十個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)